

薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を  
 改正する件（案）新旧対照表

薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省  
 告示第二百九十八号）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第1 1 中枢神経・中心循環系手術向け超音波診断用プローブ （略） 1072 血管狭窄部貫通用カテーテル 1073 グルコースモニタシステム 1074 陰圧創傷治療システム 1075 再使用可能な非視力補正用色付コンタクトレンズ 1076 単回使用非視力補正用色付コンタクトレンズ 1077 膀胱尿管逆流症治療用注入材 1078 有水晶体後房レンズ 1079 振動式末梢血管貫通用カテーテルシステム <u>1080 抗菌性カテーテル被覆・保護材</u> <u>1081 抗菌性換気用気管チューブ</u> 1082 単回使用棘間留置器具	別表第1 1 中枢神経・中心循環系手術向け超音波診断用プローブ （略） 1072 血管狭窄部貫通用カテーテル 1073 グルコースモニタシステム 1074 陰圧創傷治療システム 1075 再使用可能な非視力補正用色付コンタクトレンズ 1076 単回使用非視力補正用色付コンタクトレンズ 1077 膀胱尿管逆流症治療用注入材 1078 有水晶体後房レンズ 1079 振動式末梢血管貫通用カテーテルシステム